

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 7 月 4 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	衛生材製造工場における空調と照明の更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	株式会社リブドゥコーポレーション
排出削減共同実施事業者名	株式会社四電技術コンサルタント (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	徳島西部工場（三野） (徳島県三好市三野町清水字東原 997-1)
事業の概要	衛生材（紙おむつ）製造工場で使用している空調機を重油焚きボイラから、より高効率の電気式空冷ヒートポンプ空調機に更新し、また照明設備を蛍光灯から LED 等の低消費電力型のものに更新することにより、二酸化炭素排出量を削減する。
排出削減量の計画	空調設備の更新 【全電源炭素排出係数使用】 2011 年度：23 tCO2/年 2012 年度：23 tCO2/年 事業実施期間合計：46 tCO2 照明設備の更新 【限界電源炭素排出係数使用】 2009 年度：4 tCO2/年 2010 年度：6 tCO2/年 2011 年度：6 tCO2/年 2012 年度：4 tCO2/年 事業実施期間合計：20 tCO2 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2009 年度：2 tCO2/年 2010 年度：4 tCO2/年

	<p>2011 年度：4 tCO₂/年 2012 年度：4 tCO₂/年 事業実施期間合計：14 tCO₂</p> <p>合計</p> <p>【限界電源炭素排出係数使用】</p> <p>2009 年度：4 CO₂/年 2010 年度：6 tCO₂/年 2011 年度：29 tCO₂/年 2012 年度：27 tCO₂/年 事業実施期間合計：66 tCO₂</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】</p> <p>2009 年度：2 tCO₂/年 2010 年度：4 tCO₂/年 2011 年度：27 tCO₂/年 2012 年度：27 tCO₂/年 事業実施期間合計：60 tCO₂</p>
国内クレジット 認証期間	<p>事業開始日 2009 年 9 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日</p>
排出削減方法論	<p>方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新</p>

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：徳島西部工場（三野） 事業実施サイトの視察日付：2012 年 6 月 22 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p>

要件	審査手続き
	<p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを関係者等への質問、証拠書類（ボイラー燃料購入記録等）により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、証拠書類、担当者への質問、検算により、空調設備の更新（方法論番号：004）については94.7年、照明設備の更新（方法論番号：006）については22.5年、事業全体では73.8年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（見積書、供給会社提供資料等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出（本事業は補助金を受けていない）している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 本事業者の事業実施場所では衛生材（紙おむつ）製造を行っている。本事業所ではオール電化の推進、ISO14001第3者認証の取得等により、省エネ、環境負荷の低減を図っており、本事業はその一環である。</p> <p>以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「空調設備の更新：方法論番号：004」及び「照明設備の更新：方法論番号：006」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【空調設備の更新（方法論番号：004）】</p> <p>適用条件1：本事業実施前の既存設備の仕様書の閲覧、実施後の導入設備の現地目視及び仕様書の閲覧によって、既存よりも高効率の空調設備を導入することを確認した。</p> <p>適用条件2：本事業による設備導入を行わなかった場合、</p>

要件	審査手続き
	<p>事業実施前の既存設備を継続利用することが可能であったことを根拠資料（ボイラー燃料購入記録）、関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 3: 本事業実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量につき、本事業では当該エネルギー使用量の算定において活動量を採用しないことから、条件 3 は評価対象外である。</p> <p>適用条件 4: 本事業では評価対象外である。</p> <p>【照明設備の更新（方法論番号：006）】</p> <p>適用条件 1: 本事業実施前の竣工図、実施後の導入設備の仕様書、工事関連資料及び消防法届出書類の閲覧、現地目視によって、既存よりも省電力の照明設備に更新することを確認した。</p> <p>適用条件 2: 本事業による設備更新を行わなかった場合、事業実施前の既存設備を継続利用することが可能であったことを関係者等への質問により確認した。</p> <p>適用条件 3: 本事業実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量として照明設備の稼働時間（点灯時間）を把握できることとしており、適用条件 3 を満たすとしたことは合理的と判断した。照明稼働時間がモニタリングできることを現地目視及び関係者等への質問により確認した（照明設備は原則的にお盆、元旦を除いて無休であり、24 時間点灯しており、また誘導灯は常時点灯している）。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、関連書類（仕様書、工事関係資料、消防法届出書類等）の閲覧及び関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認</p>

要件	審査手続き
	した。

4. 特記事項

特記事項なし。

以 上